

再 評 価 調 査 書

I 事業概要					
事業名	過疎山村地域代行林道事業				
地区名	にしそのめみそのせん 西菌目御園線				
事業箇所	北設楽郡東栄町大字西菌目他 地内				
事業のあらまし	<p>本路線は東栄町の北東部に位置し、「町道下川御園線」を起点とし、「県道御園浦川停車場線」を終点とする幹線的な林道である。</p> <p>豊富な森林資源を有する当地域において林道を開設することにより、経済的かつ効率的に森林整備を進め、森林の持つ水源かん養機能や災害防止機能などの多面的機能を高めるとともに木材の生産性を向上させることを目的としている。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>林道を開設することにより、事業着手後、間伐等の森林整備を1年当り利用区域面積（212ha）の1%を実施する。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>				
計画変更の推移		事前評価時 (2014年度)	再評価時 (2019年度)	変動要因の分析	
	事業期間	2015～2024	2015～2024	—	
	事業費（億円）	9.1	9.1	—	
	経費内訳	工事費	9.1	9.1	—
		用補費	—	—	—
		その他	—	—	—
事業内容	林道開設 延長 5,723m 幅員 4.0m	林道開設 延長 5,723m 幅員 4.0m	—		
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>区域内の森林は、間伐などの森林整備が必要な森林が多く存在しているが、現状では森林へのアクセスが困難であり、森林資源を有効利用するため、木材を搬出できる路網の整備が必要な状態である。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>既に開設された区間では順次森林整備が実施されており、開設の効果が発揮されつつある。しかし、未開設の区域については森林整備が進んでおらず、路網整備が必要な状態に変化はない。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>特に大きな変動要因はない。</p>			
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。</p>		
		【理由】	既に開設された区間では森林整備が順次実施されており、事業の必要性に変化はない。		

1) 進捗状況

【事業計画及び実績】

		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	～	2032	
工種区分	調査・設計	←										→			
	林道開設工事	←										→			
	その他												計画期間を8年間延長		
事業費(億円)	当初計画	2.1				7.0									
	変更計画	2.1				2.1				4.9					
	実績	1.4													

【進捗率】

	これまでの計画に対する達成状況			全体進捗率	
	計画 【①】	実績 【②】	達成率(%) 【②÷①】	計画 【③】	達成率(%) 【②÷③】
延長(km)	1.6	0.5	31.3	5.7	8.8
事業費(億円)	2.1	1.4	66.7	9.1	15.4
工事費	2.1	1.4	66.7	9.1	15.4
用補費	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—

【施工済みの内容】
林道開設 延長 501m 幅員 4.0m

2) 未着手又は長期化の理由
起点側接続道路(町道)の橋梁について、重機搬入に必要な耐荷重が不足しており、その補強が完了するまでは、1工区体制での施工となり、工事の進捗率が上がらなかったため。

3) 今後の事業進捗の見込み
【阻害要因】
起点側の橋梁の補強工事
【今後の見込み】
期間の変更が必要であるものの、今後は当該橋梁の補強が完了し、2工区体制での開設が見込めるため、計画期間内の完了が見込まれる。

判定

B

A: これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。
B: 次のいずれか(該当する項目に「○印」を付ける)
・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
○これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
C: 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。

【理由】
今後は、2工区体制に工事の実施により進捗率を高めることで、変更後の事業計画どおりに完了することが見込まれるため。

III 対応方針

継続
中止: 上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。
継続: 上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外
【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】
—
【主な評価内容】
間伐などの森林整備状況から事業効果を確認する。